

公 告

河原学校給食センター調理等業務委託事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 業務の概要

- (1) 事業名 河原学校給食センター調理等業務委託事業
- (2) 業務場所 次に掲げる場所とする。

施設名	所在地
河原学校給食センター	鳥取市河原町曳田 2 0 番地 2

(3) 業務内容

- ア 物資検収時の受け取り、格納及び検温業務
- イ 主食（米飯）及び副食の調理業務（アレルギー対応食の調理を含む。）
- ウ 原材料及び調理後の食品の保存食の採取及び保管業務
- エ 配缶業務
- オ 給食（河原学校給食センターで調理したものに限る。）の配送及び回収業務（輸送用コンテナの洗浄消毒業務を含む。）
- カ 食器、食缶及び調理機器の洗浄消毒保管業務
- キ 残さいの計量及び記録並びに塵芥の集積業務
- ク 施設、設備及び機器の清掃、消毒及び安全点検並びに記録業務
- ケ 使用物品管理業務
- コ 衛生管理業務
- サ ボイラー運転管理業務
- シ アからサまでの業務に附帯する業務

〔参考〕本件委託業務に含まれない業務

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・給食費徴収等業務
- ・施設設備等保守業務

- (4) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

2 提案書等の提出ができる者

参加表明書（兼参加資格審査申請書）、提案書及び添付書類（以下これらを「提案書等」という。）を提出できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。ただし、4 の受託者の選定の決定日までに次に掲げる事項のいずれかを欠いた者は、失格とする。

- (1) 次に掲げる事項を全て満たし、かつ、法人格を有する者であること。

- ア 学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 1 条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることに鑑み、児童及び生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑に実施できる者であること。

- イ 本件委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者である場合は、この限りでない。
- (4) この公告の日から4の受託者の選定の決定日までの間のいずれの日においても、本市又は他の地方公共団体若しくは国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 公告の日までの直近1年間の国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 令和8年4月1日までに、本市内に、本社、支社、営業所又は出張所等のいずれかを有することができる者であること。
- (7) プロポーザル募集要項に添付する仕様書において示す実施体制を整備することができる者であること。
- (8) これまでに学校給食調理業務の受託実績を3年以上有する者又は大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）に基づき、1回300食以上若しくは1日750食以上を提供する調理業務の実績を5年以上有する者であること。
- (9) 令和3年10月1日から受託者の選定の決定日までの間のいずれの日においても、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の停止の処分を受ける等の食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことがない者であること。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- (10) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過していない者でないこと。
- (11) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

3 応募手続

(1) プロポーザル募集要項の交付

ア 交付期間及び時間

令和7年9月30日(火)から10月14日(火)までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付方法

鳥取市公式ホームページからダウンロードによる。

(<https://www.city.tottori.lg.jp>)

(2) 提案書等の提出

ア 受付期間及び時間

令和7年10月15日(水)から同月24日(金)までの日(休日を除く。)の
午前8時30分から午後5時まで

イ 受付場所

鳥取市幸町71番地 鳥取市役所5階
鳥取市教育委員会事務局学校保健給食課

ウ 提出書類

提案書等。なお、様式及び提出部数については、プロポーザル募集要項による。

エ 提出方法

提出先へ直接持参するものとし、直接持参できない場合は相談すること。

4 受託者の選定

(1) 評価及び選定の方法

提案書等の評価は、学識経験者等で構成する鳥取市学校給食センター調理業務委託業者選定委員会により、次の事項を基準として第一次審査(書類審査)及び第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)を行う。

ア 企業評価

企業理念、経営状況、業務実績及び危機管理体制

イ 技術力評価

提案内容の的確性、給食調理人員体制(円滑な実施)、衛生管理の体制、職員研修及び移行準備等並びに食育の充実及び学校との交流企画

ウ コスト評価

受託コスト

(2) 最優秀提案者の選定

第二次審査において出席委員の多数決(委員の評価において1位とされた数による判定)により最優秀提案者を選定する。この場合において、1位の数が過半数に満たないときは、1位の数の多い順、次に各委員の評価を合計した点数の高い順に上位2事業者に絞ったうえで再度選定し、出席委員の評価において1位とされた数が過半数を得た者を最優秀提案者とする。ただし、1位の数が同数のときは、当該同数とされた者のうち各委員の評価を合計した点数の最も高い者(当該点数の最も高い点数が同点のときは、委員長が決するところにより決定した者)を最優秀提案者とする。

(3) 選定結果の通知

応募事業者全員に対して文書で通知する。

5 契約の締結

4の受託者の選定により最優秀提案者とされた者と随意契約の交渉を行う。交渉が不調のときは、4の受託者の選定により決定された次点者と順次随意契約の交渉を行う。

6 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取市教育委員会事務局学校保健給食課学校給食係(電話0857-30-8417)とする。

(2) 契約書の作成は、これを要とする。

(3) 提案書等の作成及び提出等に要する費用は、応募者の負担とする。

- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルの目的以外では応募者に無断で使用しない。
- (5) 提出された書類等は、返却しない。
- (6) その他詳細は、プロポーザル募集要項による。